

政務活動報告書

令和2年2月20日

[会派名: 喜働]

代表者氏名	川合 滋 	記録者氏名	足立 淑絵 
活動者氏名	川合 滋 足立 淑絵		
活動日	令和2年2月12日(水)～令和2年2月13日(木)		
活動先	・兵庫県淡路市生穂新島8番地 ・兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地		
活動目的	・淡路市:「興隆寺マイカーボランティア交通による地域の移動支援事業 (過疎地有償運送)」 ・養父市:「新たな自家用有償旅客運送事業『やぶくる』」		



★淡路市：「興隆寺マイカーボランティア交通による地域の移動支援事業（過疎地有償運送）」

○淡路市の位置と地勢について

- ・兵庫県の瀬戸内海側で、淡路島の北に位置する。
- ・面積：184km²
- ・人口：43734人（高齢化率38.2%）、島全体の人口13万人
- ・観光交流人口：年間約1300万人
- ・観光資源に、世界一長い吊り橋（明石海峡大橋）がある。
- ・日本遺産：鳴門海峡と渦潮
- ・『古事記伝承 国生みの島』

○公共交通ネットワークの概要

- ・主に沿岸部を運行する路線バス
- ・高速道路を運行する高速バス
- ・明石港と岩屋港を結ぶ高速船
- ・高速バスに乗り換えるパーク&バスライドの利用が多い。
- ・路線バスに接続するコミバス等の補完的な公共交通もある。

○近年の路線バスの傾向

- ・採算性の観点では、ほとんどが補助路線であり、衰退傾向。
- ・近年は歯止めがかからず、減便・路線廃止。
 - 要因①：淡路島内は鉄道が走っていない事情もあり、公共交通に対する利用意識が2割程度と低い。（県平均5割）
 - 要因②：高齢者の増加により交通弱者が増加する一方、人口減に起因し、路線バスの利用者は減少傾向。
 - 要因③：学生は親が送迎するケースが見受けられる。
（理由①：運賃が高い。②：便数が少ない。③：始業・終了時間・部活動終了後の便が無い。）
- ・便数比較 路線バス(52便) < コミバス(70便)

○興隆寺マイカーボランティア交通の概要

- ・路線バスが運行していない地域で、元々、住民同士が無料で移動支援をしていた。
- ・普通自動車両でも通行が困難な公共交通空白地域
- ・運行開始：平成26年2月
- ・運行形態：区域運行（予約制）
- ・事業主体：NPO法人兵庫ふるさと創成センター
- ・運行車両：地域住民所有の軽自動車
- ・申請許可：道路運送法第78条（過疎地有償運送事業）
- ・会員：①自家用車による移動支援が可能なる者
②移動手段を持っていない高齢者（他人の介助を必要としない方限定）

○運行経費について

- ・運行立ち上げ時は、県の補助をいただく。
- ・特別交付税:8割、県から1割、市で1割(500万円程度)
- ・運行の一部を市として支援(年間50万円程度):ガソリン代など
- ・利用料:1回500円(翌年度の販促活動:100円、運転手:400円)

○マイカーボランティア交通が実施できた理由

- ・国交省との連携事業で、地域の厳しい状況を伝えた。

○スクールバス混乗化について

- ・登録制で利用者募る。
- ・一宮中と北淡中のスクールバス(緑ナンバー:事業者委託)は、1日3便。年間1000円で利用できる。
- ・長澤ミニバス(白ナンバー)は、地域の全世帯100世帯が年間1万円を支払って運行。朝1便、夕方2便、その他の時間帯3便。

○過疎地自立促進特別措置法の該当

- ・淡路市:2条の1項
- ・名張市:33条が該当する可能性在。

◎所感◎

国は地方を見ながら政策や法律をつくるものの、全国に「1741市町村」もあれば、すみずみまで目が行き届くか、状況を把握できるかという、些か疑問です。しかし淡路市のように国交省と連携で事業をする時に現場の状況をしっかりと伝えることで、創っていけることもある事例だと感じました。機会を生かし、機会がなければ市町村から積極的に声を伝えていくことが本当に大事であると感じた視察でした。

★養父市:「新たな自家用有償旅客運送事業『やぶくる』」

○国家戦略特区と地方創生

- ・規制緩和による地域活性化に取り組む。
- ・2014年から国家戦略特区を受ける。
- 課題①:人口の減少と高齢化の進行
- 課題②:農業の担い手不足と耕作放棄地の増加

↓

環境づくり①:経営ノウハウを有する企業の農業参入
環境づくり②:個人による多様な“農あるライフスタイル”を提案
目指すところ:特区制度を活用し、中山間地域の価値を創造

○中山間農業改革に向けて活用している規制改革メニュー

(1) 農業委員会と市の事務分担

- ・農地を取得しやすい環境が整う。

(耕作放棄地の再生、農地の流動化を促進)

- ・独自制度創設で更なる農地流動化を促進。

(農地所有下限面積の引き下げ、空き家に付属する農地の取得制度を創設)

(2) 農業生産法人の要件緩和(役員要件)

- ・法人の農作業に従事する役員“1人”いれば、農業生産法人とみなされる。

(農地法第2条関係)

(3) 企業による農地取得の特例

- ・企業が担い手として農地を取得し、営農が可能になった。(5年間の時限措置)

(4) 農業への信用保証制度適用

- ・農業資金でも信用保証協会の保証を受けられるようになった。

(養父市アグリ特区保証融資制度)

(5) 農家レストラン設置に係る特例

- ・地産の材料を調理し提供する農家レストランを、農用地域内に設置できるようになった。

○多岐にわたり活用している規制改革メニュー

(1) 旅館業法施行規則の要件緩和

- ・歴史的建築物を宿泊施設とする事業において、玄関帳場(フロント)の設置義務が緩和(空いている古民家が旅館として再生)

(2) 高齢者等の雇用の安定などに関する法律の特例

- ・シルバー人材センター会員の就業時間の拡大

(派遣業務において、週20時間から40時間まで就業が可能に)

(3) テレビ電話による服薬指導の特例

- ・自宅での診療などの機会が増加し、医療環境がより充実

(医薬品医療機器等法の特例)

(4) 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大『やぶくる』

- ・自家用自動車による、観光客を含めた旅客運送ができるようになった。

(道路運送法の特例)

○自家用有償観光旅客等運送事業「やぶくる」の運行開始までのスケジュールなど

- ・人口:23865人、面積:422.91km²

- ・平成27年秋 : 国家戦略特区の「道路運送法の特例」の活用を提案

- ・平成29年6月 : 新たな自家用有償旅客運送事業準備検討会議の設置

タクシー事業者、バス事業者、市で事業実施のために必要な事項の検討を開始。

- ・平成29年12月 : 国家戦略特区区域会議 → 区域計画の認定

観光客を対象とした自家用有償旅客事業を実施するための手続き

- ・平成30年1月：養父市マイカー運送ネットワーク設立総会
安全性の確保や運行管理に精通するタクシー事業者が参画するNPO法人を設立。NPO法人には自治組織、観光関連団体などの参画を順次得ながら、事業を運営していく方針。
- ・平成30年2月：登録ドライバー・愛称の募集
- ・平成30年3月：NPO法人認証・登記手続き
特区「縦覧期間2週間に短縮」により40日で認証
- ・平成30年4月：自家用有償旅客運送者登録申請
- ・平成30年5月：自家用有償旅客運送者登録
- ・平成30年5月：自家用有償観光旅客等運送事業「やぶくる」の運行開始

○自家用有償旅客運送事業準備検討会議の概要

- ・通常であれば、地域公共交通会議などで同意が図られたのちの改革になるが、特区区域会議(担当大臣、市長、事業主で構成される。)で決めることが出来る。
- ・近畿国交省の方が、アドバイザーとして会議に携わる。
- ・検討事項
 1. 事業実施主体の組織、運営に関する事
 2. 事業を実施する区域に関する事
 3. 安全性の確保(運転手、車両、保険など)に関する事
 4. 料金の設定及びその徴収方法に関する事
 5. 登録ドライバーの確保に関する事
 6. 運営に伴う必要な設備に関する事
 7. その他事業の実施に必要な事項に関する事
- ・地域公共交通会議へは、報告・意見調整がされる。
- ・内閣府(養父市特区推進協同事務局)へは、手続き調整がされる。

○自家用有償観光旅客等運送事業「やぶくる」の概要

- ・安全性が担保された事業スキーム
(タクシー会社:運行管理者、市民ドライバー:自家用車活用、利用者の3者で成り立つ。)
- ・利用者からの受付をタクシー会社が遠隔で点呼(アルコールチェック、健康状態)を実施する。(対面が原則。テレビ電話の活用)
- ・日立製作所のクラウドシステムを使い、市民ドライバーの安全確認、運行管理も行う。
- ・実施区域は、タクシー会社の対応が困難な地域を設定
- ・公民館を起点にして、各地域から地域への料金設定をしている。
- ・保険に関しては、対人・対物は無制限。物損3000万円以上を加入のこと。
- ・使用する車は、軽トラ以外を希望。
- ・導入にかかる費用300万円。ランニング費用100万円。
- ・料金設定:タクシー料金の56~73%程度
- ・料金の配分

NPO法人(運営費)	:25%
登録ドライバー(報酬)	:70%
タクシー事業者(手数料)	:5%

○運営NPO法人「養父市マイカー運送ネットワーク」の概要

- ・活動分野：保健、医療又は福祉の増進を図る。
観光の振興を図る。
- ・設立当初の会員：市内タクシー事業者、バス事業者、観光関連団体、事業実施区域の自治組織、その他事業に賛同する者

◎所感◎

国家戦略特区での自家用有償旅客運送事業「やぶくる」の取り組みではありますが、同じような状況は全国各地に至る所にあるため、今後、道路運送法が変わっていく予定と伺いました。平成30年5月と約2年前に始まったばかりの事業ではありますが、各地で必要な手法であると、しみじみ感じました。名張市においても、法の整備が整い次第、早急に取り組みたい事業でした。